

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日 豊橋市長様	発信年月日 通信日付印	確認	申告年月日 年 月 日
	所在地 (豊橋市が支店等の場合 は本店所在地と併記) (電話 )	この申告の基礎 1. 法人税の平成 年 月 日 の修正申告の提出による 2. 平成 年 月 日 法人税の 更正、決定、決定済による	従前の事業種目	
解散 法人名 (ふりがな)	資本金の額 又は出資金の額 資本金等の額		兆 十億 百万 千 円	
清算人 氏名 (ふりがな)	経理責任者 氏名			

年 月 から 年 月 日までの事業年度分の市民税の申告書 ※

摘 要		課 税 標 準	法 人 税 割 額		
		税率	税 額		
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	( )			
法人税法第68条（同法第144条を含む。）の規定による所得税額の控除額	②				
法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額	③				
当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	④				
還付法人税額等の額の控除額	⑤				
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②+③+④-⑤	⑥	000	十億 百万 千 円		
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (⑥ × ⑧)	⑦	000			
外国の法人税等の額の控除額	⑧				
差引法人税割額 ⑥-⑧又は⑦-⑧	⑨		00		
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑩		00		
当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	⑪	000	00		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑨-⑩-⑪	⑫		00		
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数		⑬	月	
	円 × $\frac{⑬}{12}$		⑭	十億 百万 千 円	
	既に納付の確定した均等割額		⑮	00	
	この申告により納付すべき均等割額 ⑭-⑮		⑯	00	
この申告により納付べき市民税額 ⑫+⑯		⑰	00		

豊橋市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分 割 基 準	
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数の	豊橋市分の均等割額の税率適用区分は左のうち豊橋市分の従業員数に用いる従業員数
合 計		⑱ 人	⑳

指 定 場 合 の ⑳ の 申 告 算	区 名	コード	月数	従業員数	均等割額	円

関与税理士	(電話 )
-------	-------